

## プレスリリース

平成27年10月20日  
水産庁

### 太平洋クロマグロの漁獲に係る太平洋北部ブロックへの警報発出について

水産庁は、太平洋北部ブロックに属する道県に対して、「太平洋クロマグロに係る資源管理の実施について」に基づき、平成27年10月20日(火曜日)、太平洋クロマグロの漁獲に係る警報を発出しました。

#### 1. 背景

我が国は太平洋クロマグロの資源回復を図るため、中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)での国際合意に基づき、平成22年より管理強化に取り組んできたところです。

平成27年1月からは30キロ未満の小型魚について2002年から2004年までの年平均漁獲実績から半減する措置を実施しています。

この資源管理を適切に実施していくため、水産庁では、各都道府県及び関係団体から報告された漁獲状況について取りまとめ、ホームページに最新情報を掲載し、公表しています。

#### 2. 概要

クロマグロの小型魚の沿岸漁業における漁獲について、各都道府県からの漁獲モニタリング報告を集計した結果、平成27年9月30日現在、太平洋北部ブロック(北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県)における漁獲量が279トン(※)となり、ブロック別の漁獲上限(346トン)の8割に達しました。

このため、「太平洋クロマグロに係る資源管理の実施について(平成27年1月5日付け26水管第1966号)」に基づき、太平洋クロマグロの漁獲に係る警報を太平洋北部ブロックに属する道県に対して発出するとともに、他ブロックに属する都道府県に対しても周知しました。

※ 現時点での報告を取りまとめた速報値であり、報告の間に間に合わなかったものがある点や、後日報告値の修正の可能性もある点をあらかじめ留意してください。

#### 3. 資源管理の内容

太平洋クロマグロについては、以下の内容で資源管理を行っています。

##### (1) 管理目標(当面の目標)

現在(2012年)の親魚資源量2.6万トンを10年以内(2024年まで)に4.3万トンまで回復

##### (2) 我が国の30キロ未満小型魚の年間漁獲量の上限

4,007トン(2002年から2004年までの我が国の年平均漁獲実績から半減)

ア. 沿岸漁業(曳き網、定置網等) 1,901トン

イ. 大中型まき網漁業 2,000トン

ウ. 近海竿釣り漁業等 106トン

##### (3) 管理手法

ア. 沿岸漁業は全国を6ブロックに分け、ブロックごとの上限を設けて漁獲量をモニタリングするとともに、ブロックごとの漁獲状況を各都道府県にフィードバック

イ. 大中型まき網漁業、近海竿釣り漁業等は漁業種類ごとに管理

#### 4. その他

太平洋クロマグロの資源管理の概要は、当庁ホームページから御覧になれます。

[http://www.jfa.maff.go.jp/i/tuna/maguro\\_gyogyou/bluefinkanri.html](http://www.jfa.maff.go.jp/i/tuna/maguro_gyogyou/bluefinkanri.html)

(参考)平成27年9月16日プレスリリース 太平洋クロマグロの漁獲に係る太平洋北部ブロックへの注意報発出について

<http://www.jfa.maff.go.jp/i/press/enoki/150916.html>

<添付資料>

[太平洋クロマグロの漁獲に係る警報発出について\(太平洋北部ブロック\)\(PDF:104KB\)](#)

[\(参考\)太平洋北部ブロック 道県別・月別・漁業種類別漁獲状況一覧\(平成27年9月末\)\(PDF:105KB\)](#)

[太平洋クロマグロに係る資源管理の実施について\(PDF:204KB\)](#)

#### —お問い合わせ先—

資源管理部漁業調整課

担当者:沿岸調整班 永田、古園

代表:03-3502-8111(内線6701)

ダイヤルイン:03-3502-8476

FAX:03-3595-7332

27水管第1499号  
平成27年10月20日

太平洋北部ブロック  
太平洋クロマグロ資源管理担当課長 殿

水産庁資源管理部 管理課長  
漁業調整課長

太平洋クロマグロの漁獲に係る警報発出について  
(太平洋北部ブロック)

日頃より、太平洋クロマグロの資源管理に御理解と御協力を頂き感謝申し上げます。

さて、クロマグロ小型魚の漁獲量について、各都道府県からの漁獲モニタリング報告を集計した結果、貴道県が属する太平洋北部ブロックにおいて漁獲上限の8割（平成27年9月30日時点）に達しましたので、「太平洋クロマグロに係る資源管理の実施について（平成27年1月5日付け26水管第1966号）」に基づき、警報を発出します。

太平洋クロマグロの漁獲上限遵守は国際約束の根幹をなすものであり、そのためには各ブロックがそれぞれの上限を遵守していくことが特に重要となります。残された期間で上限を超過することのないよう、貴ブロックの管理規程に基づいた漁獲抑制の徹底について貴管下漁業者及び漁業関係団体等への指導方よろしくお願ひ致します。

また、本報については、他ブロックの各都道府県に対しても情報提供し、貴ブロックの海域で操業する際には十分に配慮するよう依頼するとともに、本日付でプレスリリースし、流通加工業者、消費者、遊漁関係者にも広く情報発信します。

引き続き、太平洋クロマグロの資源管理に取り組んで頂きますようお願いします。

【各ブロックの漁獲状況（平成27年8月31日現在）】

・ 太平洋北部ブロック 【9月30日現在概数値】	279トン（上限：346トン）
・ 太平洋南部・瀬戸内海ブロック	35トン（上限：392トン）
・ 日本海北部ブロック	387トン（上限：625トン）
・ 日本海西部ブロック	12トン（上限：150トン）
・ 九州西部ブロック	98トン（上限：1,269トン）

※ 現時点での報告をとりまとめた速報値であり、報告の間に間に合わなかったものがある点や、後日報告値の修正の可能性もある点をあらかじめ留意してください。

27水管第1499号  
平成27年10月20日

各都府県  
太平洋クロマグロ資源管理担当課長 殿

水産庁資源管理部 管理課長  
漁業調整課長

太平洋クロマグロの漁獲に係る太平洋北部ブロックへの警報  
発出について

日頃より、太平洋クロマグロの資源管理に御理解と御協力を頂き感謝申し上げます。

さて、別添のとおり、本日（平成27年10月20日）付けて太平洋北部ブロック所属道県に対し、警報を発出しました。

つきましては、太平洋北部ブロックの海域で太平洋クロマグロに係る操業を行う貴管下漁業関係団体及び漁業関係者等に対し、同ブロックへの警報の発出について速やかに周知頂くとともに、当該海域で操業する際には十分に配慮及び指導されるようお願い致します。

引き続き、太平洋クロマグロの資源管理に取り組んで頂きますようお願いします。

【各ブロックの漁獲状況（平成27年8月31日現在）】

- |                          |                  |
|--------------------------|------------------|
| ・ 太平洋北部ブロック 【9月30日現在概数値】 | 279トン（上限：346トン）  |
| ・ 太平洋南部・瀬戸内海ブロック         | 35トン（上限：392トン）   |
| ・ 日本海北部ブロック              | 387トン（上限：625トン）  |
| ・ 日本海西部ブロック              | 12トン（上限：150トン）   |
| ・ 九州西部ブロック               | 98トン（上限：1,269トン） |

※ 現時点での報告をとりまとめた速報値であり、報告の間に間に合わなかったものがある点や、後日報告値の修正の可能性もある点をあらかじめ留意してください。

(参考)

太平洋北部ブロック 道県別・月別・漁業種類別漁獲状況一覧(平成27年9月末)

【平成27年10月19日集計】

		2015												2016					
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
北海道	承認制	0t	0t	0t															
	定置網	0t	0t	0t	0t	0.02t	9t	61t	21t	25t									
	その他	0.02t	0t	0t	0t	0t	0t	0.03t	0.1t	0t									
	計	0.02t	0t	0t	0t	0.02t	9t	61t	22t	25t									
	累計	0.02t	0.02t	0.02t	0.02t	0.04t	9t	70t	91t	116t									
青森県	承認制	0.05t	0t	0t	0t	0t	0.03t	1t	6t	8t									
	定置網	1t	0t	0t	0.1t	9t	31t	2t	0.3t	0.01t									
	その他	0t	0t	0t															
	計	1t	0t	0t	0.1t	9t	31t	3t	6t	8t									
	累計	1t	1t	1t	1t	10t	41t	44t	50t	58t									
岩手県	承認制	0t	0t	0t															
	定置網	6t	0t	0t	0.05t	26t	39t	8t	2t	2t									
	その他	0t	0t	0t															
	計	6t	0t	0t	0.05t	26t	39t	8t	2t	2t									
	累計	6t	6t	6t	6t	32t	71t	79t	81t	82t									
宮城県	承認制	0t	0t	0t															
	定置網	0.4t	0t	0.01t	0t	2t	15t	4t	0.3t	0.4t									
	その他	0t	0t	0t	0t	0t	0.1t	0t	0t	0t									
	計	0.4t	0t	0.01t	0t	2t	16t	4t	0.3t	0.4t									
	累計	0.4t	0.4t	0.4t	0.4t	2t	18t	22t	22t	22t									
福島県	承認制	0t	0t	0t															
	定置網	0t	0t	0t															
	その他	0t	0t	0t															
	計	0t	0t	0t															
	累計	0t	0t	0t															
茨城県	承認制	0t	0t	0t															
	定置網	0.02t	0t	0t	0t	0t	0.2t	0.03t	0t	0t									
	その他	0t	0t	0t															
	計	0.02t	0t	0t	0t	0t	0.2t	0.03t	0t	0t									
	累計	0.02t	0.02t	0.02t	0.02t	0.02t	0.2t	0.3t	0.3t	0.3t									
太平洋北部計 漁獲上限 346t 80.7%	承認制	0.05t	0t	0t	0t	0t	0.03t	1t	6t	8t									
	定置網	8t	0t	0.01t	0.1t	37t	94t	75t	24t	27t									
	その他	0.02t	0t	0t	0t	0t	0.1t	0t	0t	0t									
	計	8t	0t	0.01t	0.1t	37t	95t	76t	29t	35t									
	累計	8t	8t	8t	8t	45t	139t	215t	244t	279t									

※この漁獲状況は現時点でのとりまとめであり、引き続き最新情報に更新されていきますので御留意ください。

※単位未満を四捨五入しているため内訳と計が一致しない場合があります。

## プレスリリース

平成27年9月16日  
水産庁

### 太平洋クロマグロの漁獲に係る太平洋北部ブロックへの注意報発出について

水産庁は、太平洋北部ブロックに属する道県に対して、「太平洋クロマグロに係る資源管理の実施について」に基づき、太平洋クロマグロの漁獲に係る注意報を発出しました。

#### 1. 背景

我が国は太平洋クロマグロの資源回復を図るため、中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)での国際合意に基づき、平成22年より管理強化に取り組んできたところです。

平成27年1月からは30キロ未満の小型魚について2002年から2004年までの年平均漁獲実績から半減する措置を実施しています。

この資源管理を適切に実施していくため、水産庁では、各都道府県及び関係団体から報告された漁獲状況について取りまとめ、ホームページに最新情報を掲載し、公表しています。

#### 2. 概要

クロマグロの小型魚の沿岸漁業における漁獲について、各都道府県からの漁獲モニタリング報告を集計した結果、平成27年8月31日現在、太平洋北部ブロック(北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県)における漁獲量がブロック別の漁獲上限の7割に達しました。

このため、「太平洋クロマグロに係る資源管理の実施について(平成27年1月5日付け26水管第1996号)」に基づき、太平洋クロマグロの漁獲に係る注意報を太平洋北部ブロックに属する道県に対して発出するとともに、他ブロックに属する都道府県に対しても周知しました。

平成27年8月31日現在(速報値)、漁獲量は243トンです(漁獲上限:346トン)。

※ 現時点での報告をとりまとめた速報値であり、報告の間に間に合わなかったものがある点や、後日報告値の修正の可能性もある点をあらかじめ留意してください。

#### 3. 資源管理の内容

太平洋クロマグロについては、以下の内容で資源管理を行っています。

##### (1) 管理目標(当面の目標)

現在(2012年)の親魚資源量2.6万トンを10年以内(2024年まで)に4.3万トンまで回復

##### (2) 我が国の30キロ未満小型魚の年間漁獲量の上限

4,007トン(2002年から2004年までの我が国の年平均漁獲実績から半減)

ア. 沿岸漁業(曳き縄、定置網等) 1,901トン

イ. 大中型まき網漁業 2,000トン

ウ. 近海竿釣り漁業等 106トン

##### (3) 管理手法

ア. 沿岸漁業は全国を6ブロックに分け、ブロックごとの上限を設けて漁獲量をモニタリングするとともに、ブロックごとの漁獲状況を各都道府県にフィードバック

イ. 大中型まき網漁業、近海竿釣り漁業等は漁業種類ごとに管理

#### 4. その他

太平洋クロマグロの資源管理の概要是、当庁ホームページから御覧になれます。

[http://www.jfa.maff.go.jp/j/tuna/maguro\\_gyogyou/bluefinkanri.html](http://www.jfa.maff.go.jp/j/tuna/maguro_gyogyou/bluefinkanri.html)

<添付資料>(添付ファイルは別ウインドウで開きます。)

[太平洋クロマグロの漁獲に係る注意報発出について\(PDF:104KB\)](#)

[\(参考\)太平洋北部ブロック 道県別・月別・漁業種類別漁獲状況一覧\(平成27年8月末\)\(PDF:102KB\)](#)

[太平洋クロマグロに係る資源管理の実施について\(PDF:204KB\)](#)

#### —お問い合わせ先—

資源管理部漁業調整課

担当者:沿岸調整班 永田、中山

代表:03-3502-8111(内線6701)

ダイヤルイン:03-3502-8476

FAX:03-3595-7332

27水管第1302号  
平成27年9月16日

太平洋北部ブロック  
太平洋クロマグロ資源管理担当課長 殿

水産庁資源管理部 管理課長  
漁業調整課長

太平洋クロマグロの漁獲に係る注意報発出について  
(太平洋北部ブロック)

日頃より、太平洋クロマグロの資源管理に御理解と御協力を頂き感謝申し上げます。

さて、クロマグロ小型魚の漁獲量について、各都道府県からの漁獲モニタリング報告を集計した結果、貴道県が属する太平洋北部ブロックにおいて漁獲上限の7割（平成27年8月31日時点）に達しましたので、

「太平洋クロマグロに係る資源管理の実施について（平成27年1月5日付け26水管第1966号）」に基づき、注意報を発出します。

太平洋クロマグロの漁獲上限遵守は国際約束の根幹をなすものであり、そのためには各ブロックがそれぞれの上限を遵守していくことが特に重要となります。残された期間で上限を超過することのないよう、貴ブロックの管理規程に基づいた漁獲抑制の徹底について貴管下漁業者及び漁業関係団体等への指導方よろしくお願ひ致します。

また、本報については、他ブロックの各都道府県に対しても情報提供し、貴ブロックの海域で操業する際には十分に配慮するよう依頼するとともに、本日付でプレスリリースし、流通加工業者、消費者、遊漁関係者にも広く情報発信します。

引き続き、太平洋クロマグロの資源管理に取り組んで頂きますようお願いします。

【各ブロックの漁獲状況（平成27年7月31日現在）】

- |                          |                  |
|--------------------------|------------------|
| ・ 太平洋北部ブロック 【8月31日現在概数値】 | 243トン（上限：346トン）  |
| ・ 太平洋南部・瀬戸内海ブロック         | 30トン（上限：392トン）   |
| ・ 日本海北部ブロック              | 342トン（上限：625トン）  |
| ・ 日本海西部ブロック              | 12トン（上限：150トン）   |
| ・ 九州西部ブロック               | 94トン（上限：1,269トン） |

※ 現時点での報告をとりまとめた速報値であり、報告の間に間に合わなかったものがある点や、後日報告値の修正の可能性もある点をあらかじめ留意してください。

27水管第1302号  
平成27年9月16日

各都府県  
太平洋クロマグロ資源管理担当課長 殿

水産庁資源管理部 管理課長  
漁業調整課長

太平洋クロマグロの漁獲に係る太平洋北部ブロックへの注意  
報発出について

日頃より、太平洋クロマグロの資源管理に御理解と御協力を頂き感謝申し上げます。

さて、別添のとおり、本日（平成27年9月16日）付けて太平洋北部ブロック所属道県に対し、注意報を発出しました。

つきましては、太平洋北部ブロックの海域で太平洋クロマグロに係る操業を行う貴管下漁業関係団体及び漁業関係者等に対し、同ブロックへの注意報の発出について速やかに周知頂くとともに、当該海域で操業する際には十分に配慮及び指導されるようお願い致します。

引き続き、太平洋クロマグロの資源管理に取り組んで頂きますようお願いします。

【各ブロックの漁獲状況（平成27年7月31日現在）】

- ・ 太平洋北部ブロック 【8月31日現在概数値】 243トン（上限：346トン）
- ・ 太平洋南部・瀬戸内海ブロック 30トン（上限：392トン）
- ・ 日本海北部ブロック 342トン（上限：625トン）
- ・ 日本海西部ブロック 12トン（上限：150トン）
- ・ 九州西部ブロック 94トン（上限：1,269トン）

※ 現時点での報告をとりまとめた速報値であり、報告の間に間に合わなかったものがある点や、後日報告値の修正の可能性もある点をあらかじめ留意してください。

(参考)

太平洋北部ブロック 道県別・月別・漁業種類別漁獲状況一覧(平成27年8月末)

【平成27年9月15日集計】

		2015												2016					
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
北海道	承認制	0t	0t																
	定置網	0t	0t	0t	0t	0.02t	9t	61t	20t										
	その他	0.02t	0t	0t	0t	0t	0t	0.01t	0t										
	計	0.02t	0t	0t	0t	0.02t	9t	61t	20t										
	累計	0.02t	0.02t	0.02t	0.02t	0.04t	9t	70t	90t										
青森県	承認制	0.05t	0t	0t	0t	0t	0.03t	1t	6t										
	定置網	1t	0t	0t	0.1t	9t	31t	2t	0.3t										
	その他	0t	0t																
	計	1t	0t	0t	0.1t	9t	31t	3t	6t										
	累計	1t	1t	1t	1t	10t	41t	44t	50t										
岩手県	承認制	0t	0t																
	定置網	6t	0t	0t	0.05t	26t	39t	8t	2t										
	その他	0t	0t																
	計	6t	0t	0t	0.05t	26t	39t	8t	2t										
	累計	6t	6t	6t	6t	32t	71t	79t	81t										
宮城県	承認制	0t	0t																
	定置網	0.4t	0t	0.01t	0t	2t	15t	4t	0.3t										
	その他	0t	0t	0t	0t	0t	0.1t	0t	0t										
	計	0.4t	0t	0.01t	0t	2t	16t	4t	0.3t										
	累計	0.4t	0.4t	0.4t	0.4t	2t	18t	22t	22t										
福島県	承認制	0t	0t																
	定置網	0t	0t																
	その他	0t	0t																
	計	0t	0t																
	累計	0t	0t																
茨城県	承認制	0t	0t																
	定置網	0.02t	0t	0t	0t	0t	0.2t	0.03t	0t										
	その他	0t	0t																
	計	0.02t	0t	0t	0t	0t	0.2t	0.03t	0t										
	累計	0.02t	0.02t	0.02t	0.02t	0.02t	0.2t	0.3t	0.3t										
太平洋北部計 漁獲上限 346t 70.3%	承認制	0.05t	0t	0t	0t	0t	0.03t	1t	6t										
	定置網	8t	0t	0.01t	0.1t	37t	94t	75t	23t										
	その他	0.02t	0t	0t	0t	0t	0.1t	0t	0t										
	計	8t	0t	0.01t	0.1t	37t	95t	76t	28t										
	累計	8t	8t	8t	8t	45t	139t	215t	243t										

※この漁獲状況は現時点でのとりまとめであり、引き続き最新情報に更新されていきますので御留意ください。

※単位未満を四捨五入しているため内訳と計が一致しない場合があります。

26水管第1966号  
平成27年1月5日

(各都道府県) 水産主務部長 殿

水産庁資源管理部長

## 太平洋クロマグロに係る資源管理の実施について

日頃より、水産行政の推進に御理解と御協力を頂き感謝申し上げます。

さて、太平洋クロマグロについては、2014年（平成26年）8月26日に開催した全国会議や、現地説明会・検討会の場でこれまで御説明して参りましたとおり、その資源状況は悪く、早急な資源管理を図る必要があります。このため、我が国においても、中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）での国際合意に基づき、30キロ未満の小型魚の漁獲について、2002年から2004年までの年間平均漁獲実績から半減する措置が2015年（平成27年）1月から導入されます。

この資源管理を適切に実施していくためには、漁業者をはじめ、関係団体、都道府県の御理解と御協力が不可欠であり、水産庁としては皆様の声を反映させ、管理手法を改良しながら進めていく方針です。

については、現時点で定まっている管理の方針について改めて通知致しますので、貴都道府県の御協力をお願いするとともに、貴管下漁業関係団体及び漁業関係者等への周知と御指導をよろしくお願い致します。

### 記

#### I 管理目標等について

現在の親魚資源量（約2.6万トン）を10年以内に歴史的中間値（約4.3万トン）まで回復させることを目標とし、2015年（平成27年）1月1月から管理を開始します。

#### II 漁獲上限について

1 我が国の30キロ未満の小型魚の漁獲量については、2002年から2004年までの我が国の平均漁獲実績8,015トンから半減し、4,007トンを漁獲上限とします。

2 4,007トンの漁業種類別の漁獲上限を次のとおりとします。

- (1) 大中型まき網漁業 2,000トン、
- (2) その他の沿岸漁業等（曳き縄、定置、近海竿釣り漁業等） 2,007トン
- ① 沿岸漁業 1,901トン

② 近海竿釣り漁業等（近海竿釣り漁業、東シナ海等かじき等流し網漁業及びかじき等流し網漁業） 106 トン

### III 各漁業の管理手法について

#### 1 沿岸漁業

(1) 全国を6ブロックに分け、ブロック別に上限を設けて管理します。

- ・太平洋北部ブロック

北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県

- ・太平洋南部ブロック

千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、和歌山県、徳島県、高知県、愛媛県、大分県、宮崎県

- ・日本海北部ブロック

北海道、青森県、秋田県、山形県、新潟県、富山県、石川県

- ・日本海西部ブロック

福井県、京都府、兵庫県、鳥取県、島根県

- ・瀬戸内海ブロック

和歌山県、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、大分県

- ・九州西部ブロック

山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県、沖縄県

(2) 管理年は、毎年7月1日から翌年6月30日まで（日本海北部ブロックは毎年4月1日から翌年3月31日まで）の一年単位とします。ただし、管理初年のみ平成27年1月1日から平成28年6月30までの1年6月間（日本海北部ブロックは平成27年1月1日から平成28年3月31までの1年3月間）を管理年とします。

(3) ブロック別の漁獲上限は次のとおりです。

ブロック	1年間の漁獲上限	平成27年1月1日から1年6月間（日本海北部は1年3月間）の漁獲上限
太平洋北部	249 トン	346 トン
太平洋南部	253 トン	382 トン
日本海北部	506 トン	625 トン
日本海西部	119 トン	150 トン
瀬戸内海	6 トン	10 トン
九州西部	749 トン	1,269 トン
水産庁留保分	19 トン	28 トン
合計	1,901 トン	2,810 トン

(注) 管理初年の漁獲上限は、平成 27 年 1 月 1 日から同年 6 月 30 日までの 6 ヶ月分（日本海北部は同年 3 月 31 日までの 3 ヶ月分）の漁獲上限（過去の月割り漁獲実績に基づき設定）と平成 27 年 7 月 1 日から 28 年 6 月 30 日（日本海北部は平成 27 年 4 月 1 日から 28 年 3 月 31 日）までの 1 年間の漁獲上限の和。

#### (4) 漁獲モニタリング

- ア 漁獲モニタリングについては、平成 27 年 1 月 1 日から本格実施に移行します。各都道府県はこれまでの試験実施の際と同様、管下漁協分の漁獲量報告（属人で報告）を取りまとめ、（一社）漁業情報サービスセンターに報告願います。報告する種類についても、これまでと同様、沿岸くろまぐろ漁業（広域漁業調整委員会指示による承認制）、定置網漁業、その他の漁業（混獲等）の 3 種類とします。
- イ 報告頻度は、平成 27 年 1 月からの開始当初は月末締めの翌月末までの報告とし、漁獲状況に応じて報告頻度をあげていくこととします。この切り替えは、その都度水産庁から対象となる都道府県に対し連絡します。
- ウ 水産庁は集計した漁獲状況を各都道府県にフィードバックします。併せて水産庁ホームページに、ブロック別、都道府県別の漁獲状況一覧を掲載します。

#### (5) 警報及び操業自肅要請について

- ア 水産庁はブロック別に漁獲量が上限の 7 割に達した段階で「注意報」、8 割に達した段階で「警報」、9 割に達した段階で「特別警報」、9 割 5 分に達した段階で「操業自肅要請」（タイムラグを考慮）を各都道府県に対して発出しますので、管下漁業者団体及び漁業関係者への周知と御指導をお願いします。
- イ 漁獲上限の遵守には、流通加工業者や消費者等の理解も不可欠であり、アの警報等は、水産庁ホームページに掲載しプレスリリースを行うなど情報を広く発信します。

### 2 大中型まき網漁業

- (1) 大中型まき網漁業の漁獲上限は合計で 2,000 トンとなっており、これまでと同様に（一社）全国まき網漁業協会が資源管理計画を作成して漁獲量管理を行い、水産庁も確実な履行を確認します。
- (2) 漁獲量モニタリングについては、水揚げの度に所属漁協等が漁獲量報告を取りまとめ、（一社）漁業情報サービスセンター及び（一社）全国まき網漁業協会に報告することとし、水産庁も報告された漁獲量を隨時確認します。
- (3) 水産庁は集計した漁獲状況について水産庁ホームページに掲載します。

### 3 近海竿釣り漁業等

- (1) 近海竿釣り漁業（指定漁業）、東シナ海等かじき等流し網漁業（特定大臣許可漁業）及びかじき等流し網漁業（届出漁業）の漁獲上限は合計で 106 トンとなっており、漁業種類ごとに漁獲量を管理します。

(2) 漁獲量モニタリングについては、

- ① 近海竿釣り漁業は漁獲成績報告書により農林水産大臣あてに報告するとともに、漁業者団体を通じて月別速報値を集計していくこととします。
  - ② 東シナ海等かじき等流し網漁業及びかじき等流し網漁業は、漁業者が水揚げの度に水産庁に報告することとします（報告様式は別途通知。）。
- (3) 水産庁は集計した漁獲状況について、漁業種類ごとに漁業者団体等を通じて漁業者にフィードバックします。併せて、水産庁ホームページに漁獲状況を掲載します。

#### IV 漁獲上限を超えた場合について

W C P F C の保存管理措置では、ある国が漁獲上限を超過した場合は、超過分が翌年の漁獲上限から差し引かれることとなっています。

この規定を遵守するため、漁獲が上限を超過したブロック又は漁業においては、翌年の漁獲上限から、超過分が差し引かれることとならざるを得ません。

水産庁ではそのような事態を極力避けるための手法を検討中ですが、いずれにしても関係者の注意深いモニタリング及び漁獲上限を遵守するための取組について、御協力をお願いします。

(お問合せ先)

水産庁資源管理部漁業調整課 大石、竹越、木村  
直 通：03-3502-8476